⑷　電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札方式による証明書等の受領期限　令和３年６月７日16時00分
⑸　電子調達システムによる入札書及び紙入札、郵送等による入札書の受領期限　令和３年６月30日16時00分
⑹　開札の日時及び場所　令和３年７月１日10時00分　名古屋市中区丸の内二丁目１番36号　ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル　中部地方整備局（丸の内庁舎）入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項
①　電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（証明書等）を上記３⑵に示すＵＲＬより、電子調達システムを利用し提出しなければならない。
②　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
なお、①、②いずれの場合も、入札参加希望者は、開札日の前日までの間において当該調書に関し、当局に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、提出する調書に虚偽の記載をした者のした入札、その他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
⑹　落札者の決定方法
総合評価落札方式とする。
本公告に示した調達を履行できると支出負担行為担当官が判断した資料、総合評価に関する書類及び入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Katou Koutarou, Vice Director General, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be required : Business services and research and output optimum location and output devices 1 Set
⑷　Fulfillment period : 28 February 2026
⑸　Fulfillment place : As shown in the tender specifications
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A of “Service” in the Tokai Hokuriku district, in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2019／2020／2021
③　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
④　not be under suspension of nomination by Director-General of Chubu Regional Development Bureau from Time-limit for submission of certificate to Bid Opening.
⑤　not be the stated person under the commencement of reorganization proceedings or under the beginning of rehabilitation proceedings (except for the person who has the procedure of reapplication under the notification of the competing participation qualification).
⑥　not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.
⑦　To submit reference quotation specified in the tender documentation.
⑺　Time-limit for tender : 16 : 00　7 June 2021
⑻　Contact point for the notice : Kenta Watanabe, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―36 Marunouchi, Naka-ku, Nagoya-city, Aichi-pref 460―8517 Japan. TEL 052―209―6317

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年５月10日
分任支出負担行為担当官　中部地方整備局
名古屋国道事務所長　望月　拓郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　調達件名及び数量　令和３年度　名古屋国道事務所庁舎外１箇所で使用する電気（電子調達システム対象案件）
契約電力　①154kW　②160kW
年間使用予定電力量　①338,010kWh　②743,390kWh
⑶　調達件名の特質等　別冊　仕様書による。
⑷　納入期間　令和３年９月１日から令和５年８月31日まで
⑸　納入場所　中部地方整備局名古屋国道事務所外１箇所（①名古屋国道事務所庁舎　②名古屋国道事務所今池庁舎）
⑹　入札方法　入札金額は、各者において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、夏季料金とその他季料金等の設定がある場合は、それぞれの単価を記載すること。その他の割引料金等がある場合はその内訳を併せて記載すること。）を入札書に記入すること。また、落札決定にあたっては、当事務所が提示する契約電力及び使用予定電力量の総価を比較対象とするので、単価と合わせて総価を入札書に記入すること。
なお、入札時においては、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。（詳細は入札説明書による。）
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
入札回数は原則２回を限度とするが、場合によっては３回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き予算決算及び会計令第99条の２に基づく随意契約には移行しない。